

## 米国からの LNG 調達に向けた新たな動き

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所  
常務理事 首席研究員  
小山 堅

7月末に、わが国企業による米国からの LNG 調達に向けた新たな展開が見られた。7月31日、大阪ガスと中部電力の両社はプレスリリースで、米国フリーポート社の子会社と天然ガス液化加工契約に関する最終合意が成立、契約締結に至ったことを発表した。

この契約の概要は、米国（テキサス州フリーポート）において新たに建設される天然ガス液化設備（1系列約440万トン／年、計3系列）のうち、1系列分の液化能力を大阪ガス・中部電力が各々220万トンずつ確保する、というものである。フリーポート LNG 基地は、フリーポート社が保有・運営するもので、もともとは LNG 輸入を行うため建設されたため、LNG 受入のためのバース、LNG タンク、LNG 気化設備等は既に存在している。しかし、シェールガス革命後の米国のガス需給状況を踏まえ、フリーポート社は LNG 輸出を計画、そのための天然ガス液化設備の新規建設を検討していた。その計画に大阪ガス・中部電力の2社が参画する形で、本契約に至ったのである。

今後、このプロジェクトにおいては、天然ガス液化設備の建設を進めながら、米国政府（エネルギー省等）による、日本を含む自由貿易協定（FTA）未締結国向けの輸出許可取得を確保し、2017年の事業（LNG 調達）開始を目指すことになる。首尾よく、本件の LNG 調達が行われれば、大阪ガス・中部電力の両社は、各々2010年度の LNG 輸入量対比で約3割、約2割に相当する LNG を、新たな供給源から、そして米国ヘンリーハブ価格をベースにした新たな価格決定方式に基づいて、LNG を輸入することが可能になる。

改めて、この米国からの LNG 調達に向けた新展開が、日本の両社にとって、そして日本全体にとって持つ意義は何かを整理してみたい。

第1には、米国から LNG を新たに輸入する、ということで、新規供給源を確保し、供給源多様化に資すること、その結果として LNG・エネルギー安定調達に貢献することである。先述したとおり、両社にとっての新規供給源確保・多様化の面での重要性は自明である。他方、わが国にとっても、今回の契約で成功裏に米国から LNG 輸入が開始されれば、先行して発表された他の日本企業が関係する北米 LNG プロジェクトと合わせて、供給源多様化に資することは間違いない。2011年度のわが国の国別 LNG 輸入実績（計8318万トン）を見ると、1位がマレーシア（シェア18%）、以下、カタール（17%）、オーストラリア（16%）、インドネシア（10%）、ロシア（9%）、ブルネイ（7%）、UAE（7%）、オマーン（5%）

となっており、上位 8 カ国で約 9 割を占めている。この状況から、今回のフリーポート・プロジェクトを始め、日本企業関係のプロジェクトから LNG 調達を実施されれば、日本の LNG 供給構成に大きな変化が生じる。また、日本も含め世界全体としての LNG 需要の増加に対応するための LNG 供給能力の拡大、というマクロ的視点においても、米国でのプロジェクト立ち上げは重要な意味を持つ。

第 2 に、LNG 調達における新しい価格決定方式の導入という意義がある。先述の通り、今回の契約では、日本における伝統的な価格決定方式である日本の原油輸入価格連動方式でなく、米国のハブ価格連動方式を採用することになった。現時点でのヘンリーハブ価格と日本の LNG 輸入価格を前提とすれば、本契約での LNG 調達は既存の契約と比較して 2～3 割程度安価で調達できる可能性があるなど、調達面での価格競争力向上に資する。もちろん、市場価格は常に変動するものであり、本契約方式による価格優位性が常に担保されるかどうかの保証は無い。また、本契約が価格優位性を有しているにせよ、両社にとって他の大宗を占める既存 LNG 契約があるだけに、一気に LNG 調達コストが全体として大幅に低下するわけではない。しかし、現時点で価格競争力を有する新方式を導入することは、該当する案件での調達コスト低減に資する可能性があるだけでなく、既存の契約における価格方式を巡る議論においても、大きな意義を持つ。買い手としては LNG 調達において、量的な面と同時に価格決定方式の面で、ポートフォリオ多様化を通じた交渉力の向上とリスクヘッジ、という意味を持つのである。

第 3 に、今回の LNG 調達を巡る契約の特徴・意義としては、日本の電力・ガス企業が共同・協調して直接 LNG 調達に向けた案件に参画したことがある。これは、6 月に政府が発表した「資源確保戦略」の 5 本柱の一つ、「資源ユーザー企業の上流開発への関与の促進」に一脈通じるものであり、また、日本の LNG 安定調達力強化策の一環として、検討されてきた「共同調達」の一つの形、と見ることも出来る。伝統的な LNG 調達においては、複数の電力・ガス会社が相乗りで調達を行う「コンソーシアム方式」が多く見られたが、電力・ガス市場自由化の流れの中で、個別調達が一般的になっていた。その中で、調達力強化のための一方策として、「共同調達」の可能性が検討課題となっていたのである。その点、今回の案件では、相互で共通利益追求が可能な LNG のユーザー企業が、連携してプロジェクトに参画し、いわゆる「Foundation buyer」として案件形成に貢献、それを通して「共同調達」実現に向けて取り組んだ、と見ることも出来るだろう。日本企業の LNG 調達力強化の一方策として、新しい取組みが実を結んだもの、と位置付けることも可能である。

このように、重要な意義を持つ新たな展開が進んだわけであるが、もちろん、この後も、液化設備の建設を順調に進め、かつ非 FTA 国向けの輸出許可取得を実現するなど、課題もある。しかし、諸課題を解決し、プロジェクトが実現すれば、上述した重要な意義が実際に実を結ぶことになる。わが国のエネルギー安定供給確保にとって、大きな意味を持ちうるだけに、本案件も含め、米国からの LNG 調達を巡る問題の展開から目を離すことは出来ないだろう。

以上